

第 3 編 地震災害対策編

目次

第1章 総 則	1
第1節 基本方針と活動目標	1
1 基本方針	1
2 発災直後及び発災後の活動目標	1
第2節 只見町の概況と災害要因の変化	2
第3節 地震被害想定	3
1 想定地震の設定	4
2 本町における被害想定結果	7
3 地震災害対策の検討について	9
第4節 調査研究推進体制の充実	10
1 町による調査研究体制	10
2 自主防災組織等地域における取組	10
第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	11
1 防災関係機関の実施責任	11
2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第2章 災害予防計画	12
第1節 防災組織の整備・充実（町民生活課）	12
第2節 防災情報通信網の整備（町民生活課）	12
第3節 地震に強いまちづくり	13
1 建築物防災対策（農林建設課）	13
2 防災上重要な建築物の耐震性確保等（農林建設課）	14
3 防災空間の確保（農林建設課）	14
第4節 上下水道施設災害予防対策	15
1 上下水道施設予防対策（町民生活課）	15
2 下水道施設予防対策（町民生活課）	15
第5節 河川災害予防対策	17
1 河川管理災害予防対策（町民生活課・農林建設課）	17
2 水防体制の強化（農林建設課・町民生活課）	17
3 ダム施設等災害対策（ダム事業者）	17
4 ため池施設災害対策（農林建設課）	17
第6節 地盤災害等予防対策	18
1 土石流災害予防対策（農林建設課・町民生活課）	18
2 地すべり災害予防対策（農林建設課・町民生活課）	18
3 急傾斜地災害予防対策（農林建設課・町民生活課）	18
4 造成地の災害予防対策（県・農林建設課）	19

5	液状化災害予防対策（農林建設課・町民生活課・総務企画課）	19
6	二次災害予防対策（農林建設課・町民生活課）	19
第7節	火災予防対策	20
第8節	積雪・寒冷対策	20
1	積雪・寒冷対策の推進（町民生活課）	20
2	交通の確保（農林建設課・総務企画課）	20
3	雪に強いまちづくりの推進（農林建設課・町民生活課）	21
4	寒冷対策の推進（町民生活課）	21
5	スキー客等に対する対策（交流推進課）	21
第9節	緊急輸送路等の指定	22
第10節	避難対策	22
第11節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	22
第12節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	22
第13節	防災教育	23
第14節	防災訓練	23
1	総合防災訓練（町民生活課・消防本部）	23
2	個別訓練（町民生活課）	24
3	訓練実施と事後評価（町民生活課）	24
4	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練（町民生活課・中央公民館）	24
第15節	自主防災組織の整備	25
第16節	要配慮者対策	25
第17節	ボランティアとの連携（保健福祉課・社会福祉協議会）	26
第18節	災害時相互応援協定の締結	26
1	自治体間の相互応援協力（総務企画課）	26
2	民間事業者・団体との災害時応援協定（交流推進課・総務企画課）	26
3	応援協定の公表（総務企画課）	27
4	連絡体制の整備（町民生活課）	27
第3章	災害応急対策計画	28
第1節	応急活動体制（全班）	28
1	災害応急対策の時系列行動計画	28
2	町の活動体制（災害対策本部の設置）	29
3	災害対策本部の組織	29
4	災害救助法が適用された場合の体制	31
第2節	職員の動員配備（全班）	32
1	配備基準	32
2	職員の配備体制	32
第3節	被害情報等の収集伝達（全班）	33

1	地震情報等の受理伝達	33
2	被害状況等の収集、報告	33
第4節	通信の確保（本部班）	35
第5節	相互応援協力（調整班）	35
第6節	災害広報（総務広報班）	35
第7節	消火活動	36
1	消防本部による消防活動（消防本部）	36
2	消防団による活動（消防団）	37
3	県内隣接協定及び統一応援協定による応援（消防本部）	37
4	他都道府県への応援要請（調整班）	37
5	住民、自主防災組織及び事業所等の活動（住民・自主防災組織・事業所）	38
第8節	救助・救急（本部班・調整班・自主防災組織）	38
第9節	自衛隊災害派遣要請（調整班）	38
第10節	避難（本部班・総務広報班・福祉班・調整班・消防団・自主防災組織）	38
第11節	避難所の設置・運営	39
1	避難所の設置（避難所班）	39
2	避難所の運営（避難所班・福祉班・保健班）	39
第12節	医療（助産）救護（医療班）	40
第13節	道路の確保	40
1	優先開通道路の選定（建設班）	40
2	資機材の確保（建設班）	40
3	道路開通作業の実施（建設班）	41
第14節	緊急輸送対策（総務広報班）	41
第15節	防疫及び保健衛生（生活環境班・保健班）	41
第16節	廃棄物処理対策	41
1	がれき発生量の推定（本部班）	41
2	処理体制の確保（本部班）	42
3	処理対策（本部班）	42
第17節	救援対策（本部班・農林班・商工班・出納班）	43
第18節	被災地の応急対策（建設班）	43
第19節	応急仮設住宅の供与（建設班）	43
第20節	行方不明者の搜索、遺体の処理等（本部班・消防団）	43
第21節	生活関連施設の応急対策（事業者・建設班・本部班）	44
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	44
1	道路の応急対策（建設班）	44
2	河川管理施設等の応急対策（建設班・農林班・消防団・調整班・本部班）	45
3	公共建築物等の応急対策（建設班）	46
第23節	文教対策（学校教育班・文化スポーツ班）	46

第 24 節	要配慮者対策（福祉班・総務広報班）	47
第 25 節	ボランティアとの連携（福祉班・社会福祉協議会）	47
第 26 節	災害救助法の適用等（本部班）	47
第 4 章	災害復旧計画	48
第 1 節	施設の復旧対策（全班）	48
第 2 節	被災地の生活安定（本部班・建設班・商工班・農林班・福祉班・税務班・消防本部）	48

第 1 章 総 則

第 1 節 基本方針と活動目標

1 基本方針

町は、地震防災に関し、国、県及びその他の公共機関等と連携し、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な地震防災行政の整備及び推進を図るものとする。

このため、計画の樹立及びその推進に当たって、基本方針を定めるものとする。

具体的な基本方針については、第 2 編第 1 章第 1 節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」に準ずる。

2 発災直後及び発災後の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

発 災 後 フ ェ ー ズ		活 動 目 標
直 後	即 時 対 応 期	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常招集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1 日 目 ～ 3 日 目	緊 急 時 対 応 期	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の搜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策

		・ 有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4 日 目 ～ 1 週 間	応急対応期 1	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復

1 週間～1 ヶ月	応急対応期 2	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤・通学手段・就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1 ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキの撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

第 2 節 只見町の概況と災害要因の変化

具体的な内容については、第 2 編第 1 章第 2 節「只見町の自然的条件と災害要因の変化」に準ずる。

第3節 地震被害想定

地震の発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(1) 活断層分布特性

会津地方の会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。また、本町には川桁山断層があると推測されており、活動度は、 $0.1\text{ m} / 1000$ 年のオーダーで長さが19 kmである。

また、本町の地理的状況から新潟県中越地方の影響を受けることが多く、平成16年に発生した同地方に存在する活断層において発生した直下型地震により震度5弱を観測したことから中越地方の地震にも注意が必要である。

(2) 地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）8月（会津地方）M6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。

イ 1659年（万治2年）2月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 「平成16年（2004年）新潟県中越地震」 M6.8

10月23日17時56分頃、新潟県中越地方で大地震があり68名の方が死亡し、家屋3,175戸が全壊した。（只見町の震度5弱）

2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(1) 本県における地震発生特徴

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は、太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア 1964年（昭和39年）「新潟地震」 M7.5

6月16日午後1時1分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津地方では、多くの被害がでた。（只見町の震度5）

イ 「平成19年（2007年）新潟県中越沖地震」 M6.8

7月16日午前10時13分頃、最大震度6強の地震があり、新潟県上中越地方を中心に被害が発生し死者15名 家屋1331棟が全壊した。（只見町の震度4）

ウ 「平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災） $M_w = 9.0$

3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。（只見町の震度4）

3 想定地震の設定

福島県において、最新の科学的知見や手法及び国内で発生した地震における課題や教訓を反映した上で、被害想定を全面的に見直し、福島県及び市町村の地域防災計画をはじめとした防災に係る各種計画の改正に寄与することを目的に、令和元年度から令和4年度にかけて「福島県地震・津波被害想定検討委員会」を設置の上、被害想定調査を実施した。

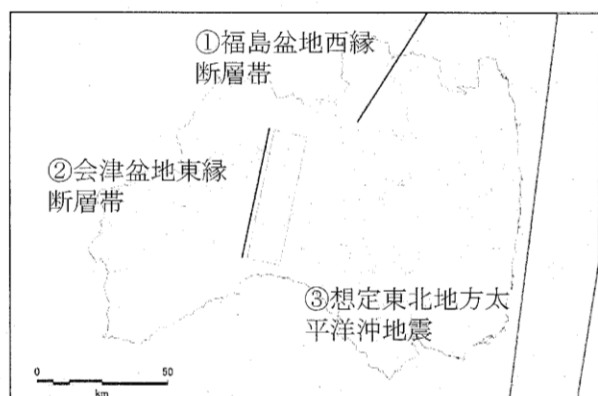
県内に影響を及ぼす可能性のある地震は、大きく分けて内陸直下型の地震と、プレート境界で発生する海溝型の地震の2つのタイプになる。内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、以下の3つの地震を選定している。

また、本町の新潟県と接している地理的特性上、新潟県方面で発生する地震について古来より影響を受けていることから福島県の地震想定調査に加え新潟県方面で発生する地震の影響を本計画の考察に加える。

想定の対象とした地震（福島県調査）

以下の4種類の地震を対象とした。

- ① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震 ($M7.8$ 、 $M_w7.1$)
- ② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震 ($M7.7$ 、 $M_w7.0$)
- ③ 想定東北地方太平洋沖地震 ($M9.0$ 、 $M_w9.0$)
- ④ 各市町村直下の地震 ($M7.3$ 、 $M_w6.8$)

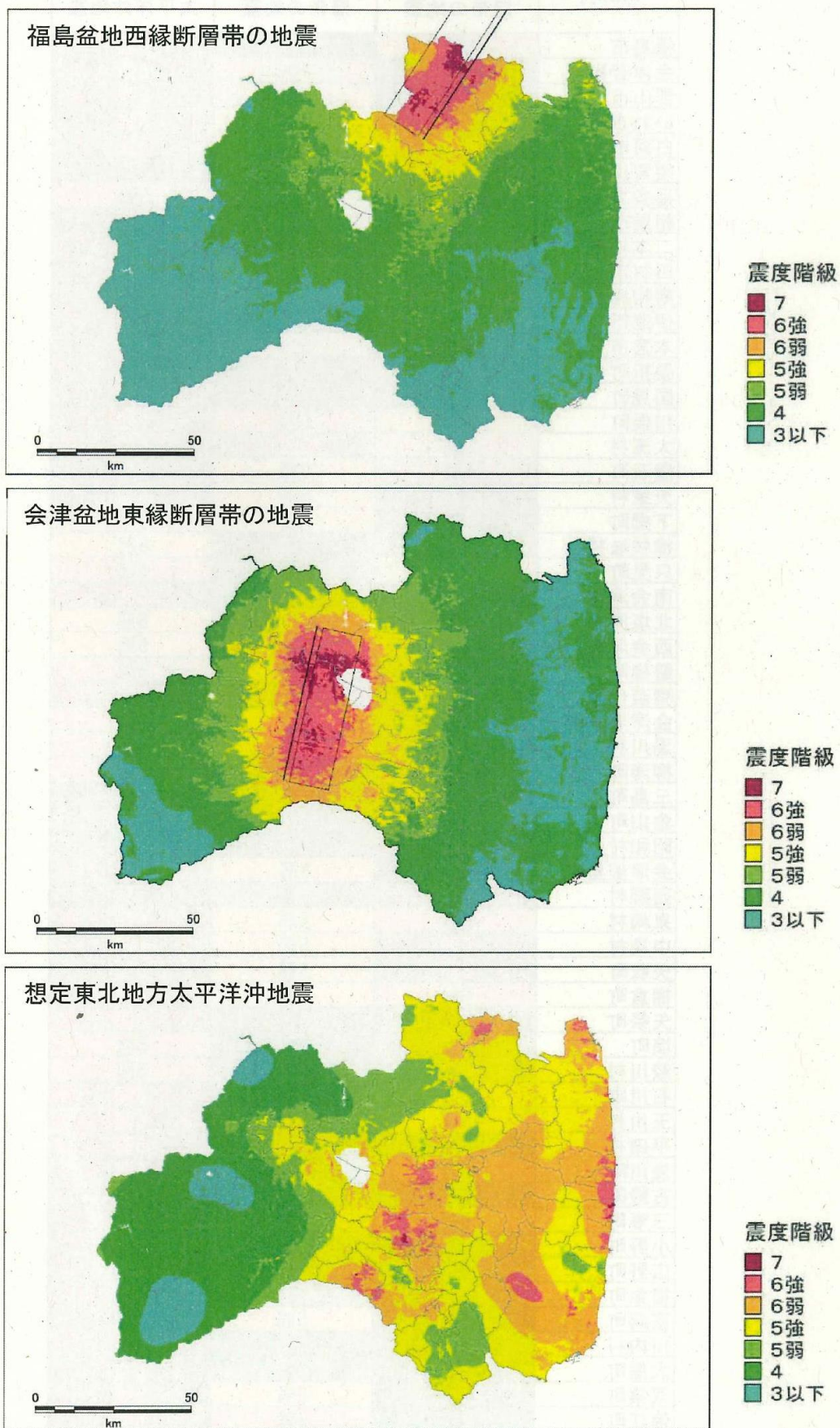


※ ④各市町村直下の地震は、各市役所、町村役場の直下に仮定の想定地震を設定したもの。
①～③の地震で大きな被害が発生しない市町村においても、地震災害の原因となる潜在的な断層が存在する可能性がある。
会津地域：会津盆地東縁断層帯
中通り地域：福島盆地西縁断層帯
浜通り地域：双葉断層
を想定地震モデルとした。
なお、市町村直下の地震については、定量的な建物被害、人的被害のみを想定した。

※ M_w ：モーメントマグニチュード

※福島県地震・津波被害想定調査（令和4年11月）より抜粋

3つの地震の想定震度分布図



※福島県地震・津波被害想定調査（令和4年11月）より抜粋

3つの地震の市町村ごとの最大震度表

市町村	会津盆地東縁断層帯の地震	福島盆地西縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋沖地震
福島市	5強	7	6弱
会津若松市	7	5強	6強
郡山市	7	5強	6強
いわき市	4	5弱	6強
白河市	6弱	5弱	6強
須賀川市	6弱	5弱	7
喜多方市	7	5強	5強
相馬市	4	5強	7
二本松市	5強	6弱	6強
田村市	4	5弱	6強
南相馬市	5弱	5弱	6強
伊達市	5弱	7	6強
本宮市	5強	5強	6強
桑折町	4	7	6強
国見町	4	7	6強
川俣町	5弱	5強	6弱
大玉村	5強	6弱	6弱
鏡石町	5強	5弱	6強
天栄村	7	5弱	6強
下郷町	7	5弱	5強
檜枝岐村	4	3	5弱
只見町	5弱	4	5強
南会津町	6強	4	6弱
北塩原村	6強	6弱	5弱
西会津町	6弱	5強	5弱
磐梯町	7	5弱	5強
猪苗代町	7	6強	6弱
会津坂下町	7	5弱	5強
湯川村	7	5弱	5強
柳津町	6弱	4	5強
三島町	6弱	4	4
金山町	5強	4	4
昭和村	6弱	4	4
会津美里町	7	5弱	6弱
西郷村	6強	4	7
泉崎村	5強	5弱	6弱
中島村	6弱	5弱	6弱
矢吹町	6弱	5弱	6強
棚倉町	5強	5弱	6強
矢祭町	4	4	6弱
塙町	4	4	5強
鮫川村	4	4	5強
石川町	5弱	4	6弱
玉川村	5弱	5弱	6弱
平田村	4	4	6弱
浅川町	5弱	4	6弱
古殿町	4	4	6弱
三春町	5弱	5弱	6弱
小野町	4	4	6弱
広野町	4	4	6強
檜葉町	4	4	6強
富岡町	4	5弱	7
川内村	4	4	6強
大熊町	4	4	6強
双葉町	4	5弱	6強
浪江町	4	5強	6強
葛尾村	4	5強	6強
新地町	4	5強	6強
飯館村	4	5強	6弱

※福島県地震・津波被害想定調査（令和4年11月）より抜粋

4 本町における被害想定結果

(1) 震度分布調査結果

想定地震	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地東縁断層帯地震	長岡平野西縁・十日町断層帯地震 ※平成 16 年実績より	東北地方太平洋沖地震
最大震度	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 5 強

(2) 想定される被害等

本町に被害が発生すると想定されているのは、会津盆地東縁断層帯地震と東北地方太平洋沖、新潟県中越地方、を震源とした地震である。

会津盆地東縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津盆地地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町、郡山市、喜多方市、下郷町、磐梯町、猪苗代町、湯川村などでは、最大で震度 7 の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で 1,500 名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で 13,000 名を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。さらに、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

平成 23 年 3 月 11 日には、三陸沖を震源とする超巨大地震（「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」）が発生していることから、同程度の地震が福島県沖周辺で発生した場合を想定した対応が必要となる。

新潟県中越地方の断層帯を震源とする地震については、平成 16 年 10 月 23 日に発生した「平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震」では、只見町で最大震度 5 弱を記録しており、只見町においての記録が明確に残る限りにおいて最大の震度となっている。この地方の地震により新潟県地方の交通手段は断絶してしまうため、想定する地震の中でも最大級の警戒が必要となる。

主な被害想定結果総括表

大項目	小項目		季節時刻	単位	地震名		
					会津盆地東縁断層帯の地震	福島盆地西縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋沖地震
建物被害（全壊）	液状化による全壊被害		冬	棟	634	564	4,233
			夏	棟	634	564	4,233
	揺れによる全壊被害		冬	棟	23,312	19,107	14,069
			夏	棟	10,232	19,104	13,918
	土砂災害による全壊被害		冬	棟	33	12	113
			夏	棟	35	12	113
	津波による全壊被害		冬	棟			4,965
			夏	棟			4,965
	火災による焼失被害		冬 5時	棟	2,813	5,477	1,388
			夏12時	棟	5,061	6,525	4,411
			冬18時	棟	11,991	13,936	8,591
	建物全壊・焼失棟数 計		冬 5時	棟	26,792	25,159	24,768
夏12時			棟	15,962	26,204	27,640	
冬18時			棟	35,970	33,618	31,971	
人的被害（死者数）	建物倒壊による被害		冬 5時	人	1,448	1,240	764
			夏12時	人	248	517	327
			冬18時	人	1,086	918	588
		うち屋内収容物等	冬 5時	人	18	16	41
			夏12時	人	14	13	30
			冬18時	人	14	12	31
	土砂災害による被害		冬 5時	人	4	1	11
			夏12時	人	1	1	5
			冬18時	人	2	1	8
	津波による被害		冬 5時	人			746
			夏12時	人			751
			冬18時	人			796
	火災による被害		冬 5時	人	151	230	55
			夏12時	人	174	232	114
			冬18時	人	535	516	259
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害		冬 5時	人	*	*	*
			夏12時	人	*	*	*
			冬18時	人	*	*	*
	死者数 計		冬 5時	人	1,602	1,471	1,577
			夏12時	人	423	749	1,197
			冬18時	人	1,624	1,434	1,651
人的被害（負傷者数）	建物倒壊による被害		冬 5時	人	7,520	9,494	13,756
			夏12時	人	10,673	7,702	10,633
			冬18時	人	7,474	7,206	10,534
		うち屋内収容物等	冬 5時	人	374	346	947
			夏12時	人	299	277	751
			冬18時	人	285	264	720
	土砂災害による被害		冬 5時	人	5	2	14
			夏12時	人	2	1	6
			冬18時	人	3	1	10
	津波による被害		冬 5時	人			152
			夏12時	人			124
			冬18時	人			155
	火災による被害		冬 5時	人	1,199	2,019	527
			夏12時	人	2,177	2,817	1,568
			冬18時	人	6,425	6,702	3,575
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害		冬 5時	人	*	*	*
			夏12時	人	*	*	1
			冬18時	人	1	1	2
	負傷者数 計		冬 5時	人	8,724	11,515	14,449
			夏12時	人	12,852	10,520	12,332
			冬18時	人	13,904	13,910	14,276

※福島県地震・津波被害想定調査（令和4年11月）より抜粋

5 地震災害対策の検討について

想定地震として採用された3つの断層以外に、福島県及び県境にはさらにいくつかの断層があることが確認（推定）されている。また、活断層の存在が確認されていない地域においても、M6.8以下の地震であれば、発生してもおかしくないことが地震学の専門家により指摘されている。

平成16年に発生した新潟県中越地震においては、河岸の山腹崩壊、土砂崩壊により河川が閉塞状態となった。余震等によりその天然ダムが決壊すれば、土石流が発生するため、二次災害の危険性が懸念されたが、これらの状況は、本町においても起こり得るものである。

東日本大震災は、これまで県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、本町は、人的被害を最小限に食い止めるための地震災害対策の検討が必要である。

第 4 節 調査研究推進体制の充実

1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施

県で実施した被害想定は、県内を 250m 四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため町においては、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

2 自主防災組織等地域における取組

東日本大震災では、行政による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、1 人暮らしの老人や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で主に集落単位とした自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する時、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

限られた時間の中で全ての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難の在り方について十分に議論し、自助の意識の醸成を図るなど理解を深める必要がある。

第 5 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本節は、只見町、福島県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災上重要な施設の管理者の実施責任と町域に係る防災に関し処理すべき業務を示す。

1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに、公共的団体その他防災に関する団体及び自主組織充実を図るほか、住民の自発的な防災活動促進を図り、市町村が有する全て機能を十分に発揮するよう努める。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

具体的な計画については、第 1 編第 3 節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」に準ずる。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災組織の整備・充実（町民生活課）

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織等の組織を促進して、防災組織体制の充実に万全を期す。

地震等における防災組織体制については、第 2 編第 2 章第 1 節「防災組織の整備・充実」に準ずる。

第 2 節 防災情報通信網の整備（町民生活課）

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模地震災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、通信及び放送施設の耐震対策を講じておく。

情報収集・連絡体制の整備については、第 2 編第 2 章第 2 節「防災情報通信網の整備」に準ずるが、地震災害の特性上、次については特に留意する。

- (1) 町防災行政無線（同報系・移動系）の整備に当たっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために、施設の耐震強度及び無線設備の耐震対策に十分配慮する。

今後とも、施設・設備の定期的な点検整備・更新を行うとともに、その稼働状況を確認できるように平時からの運用に努める。

- (2) 無線設備の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時に迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。

町は、消防庁が運用する J-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

- (3) 地震発生後の通信連絡を円滑に行うため、防災行政無線を使用した通信訓練を定期的に行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。また、予備電源を含む予備装置等の取扱いの習熟に努める。

第3節 地震に強いまちづくり

地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な道路整備による避難路・輸送路の確保等に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

1 建築物防災対策（農林建設課）

(1) 既存建築物総合防災対策の推進

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、耐震診断及び防災診断の実施及び落下物対策、ブロック塀等安全対策など地震対策及び防火対策等を相互に関連づけた総合的な防災対策に努める。

(2) 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年以前の建築物の所有者又は管理者に対し、町は耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

(3) 被災建築物の応急危険度判定制度

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」による活動体制の構築を行う。

(4) 窓ガラス等の落下物防止

町は、地震等に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(5) ブロック塀の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ア 町広報紙、パンフレット等によるブロック塀の安全点検及び耐震化に関する住民への啓発及びブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及

イ 町内のブロック塀の実態調査及び倒壊危険箇所の把握（実態調査は通学路、避難路及び

避難場所等に重点を置く)

ウ ブロック塀を設置している住民に対する常日ごろの点検指導及び危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等の奨励

エ ブロック塀の新設又は改修に対する建築基準遵守の指導

(6) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

(ア) 既存建築物に対する改善指導

町は、大型店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 防災上重要な建築物の耐震性確保等（農林建設課）

町及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。

各施設管理者は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。

3 防災空間の確保（農林建設課）

(1) オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4節 上下水道施設災害予防対策

上下水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

1 上下水道施設予防対策（町民生活課）

(1) 水道施設等の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

ア 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。

イ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。

ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。

エ 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、必要経費の確保を図る。

(2) 応急復旧用資機材の確保

水道事業者等は、応急復旧資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

(3) 相互応援

水道事業者等は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

2 下水道施設予防対策（町民生活課）

(1) 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点を置いた整備を図る。

イ ポンプ場及び処理場では、地震等においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

ウ 地震の程度により排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として重要な管渠及

び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。

エ ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その地の二次災害が発生しないよう考慮する。

オ 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

(2) 応急復旧用資機材の確保

復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

(3) 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

第5節 河川災害予防対策

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

水防対策については、第2編第2章第4節「災害別予防対策」に準ずる。ただし、地震災害における二次災害防止対策として、次の項目についてはその対策を推進する。

1 河川管理災害予防対策（町民生活課・農林建設課）

河川管理者は、河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

2 水防体制の強化（町民生活課・農林建設課）

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

3 ダム施設等災害対策（ダム事業者）

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び同施行規則により、構造計算に用いる設計震度の値が、ダムの種類及び地域別に定められており、これに基づき設計施工されているので十分安全性を有している。

ダムは、構造令等に基づき設計、施工されたものであり、防災計画目標として、改訂・ダム構造物管理基準（1986年5月社団法人日本大ダム会議）により保守管理を行う。

只見町大字只見における観測震度が震度6弱以上の地震が発生した場合、ダム事業者は国への報告と同じ情報を町に報告する。

4 ため池施設災害対策（農林建設課）

老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。

土地改良事業長期計画により、ため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

第6節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

1 土石流災害予防対策（農林建設課・町民生活課）

地震や降雨に伴う土石流による災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した砂防施設整備を推進するとともに、ソフト対策として、土石流に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要と判断される時には、危険箇所の点検を実施する。

また、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生する恐れがあると想定される集落等に近接する危険溪流について、治山事業の促進を図る。

2 地すべり災害予防対策（農林建設課・町民生活課）

地震や降雨に伴う地すべり災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設に対する対策を重点化した地すべり防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として、地すべりに関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべり危険箇所が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。

3 急傾斜地災害予防対策（農林建設課・町民生活課）

地震やその後の降雨に伴うがけ崩れによる災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として急傾斜地対策事業を推進するとともに、ソフト対策として、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処に関する資料を提供する。また、がけ崩れ災害による被害を軽減するため、急傾斜地の崩落に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

急傾斜地崩壊施設の整備にあたっては、耐震性を確保するとともに、避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設に対する対策を重点化し、老朽化した砂防設備については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

山地災害危険地区については、関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

また、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図る。

4 造成地の災害予防対策（県・農林建設課）

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行っている。

（1）災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

（2）人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

（3）軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

（4）消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

（5）設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

（6）小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

5 液状化災害予防対策（農林建設課・町民生活課・総務企画課）

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

また、建築主事を置く町は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

6 二次災害予防対策（農林建設課・町民生活課）

- （1）町は、余震又は降雨時による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用した点検体制の整備を図る。
- （2）危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておく。

第7節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

火災予防対策については、第2編第2章第6節「火災予防対策」に準ずる。

第8節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が予想される。このため、町は、雪害対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

1 積雪・寒冷対策の推進（農林建設課・町民生活課）

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町は、「只見町豪雪対策要項」を定め、県及び防災関係機関との連絡を図りつつ、実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

2 交通の確保（農林建設課・総務企画課）

(1) 道路交通の確保

地震発生時には、町、県及び防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、関係機関との連携の下に、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

ア 防災体制の充実

町は、町内の道路網の整合性のとれた除雪体制を強化するため、関係機関との相互連携の下に除雪計画を策定する。

また、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

町は、冬期交通の確保を図るため、県等の協力を得て、道路の整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

(2) 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、孤立する集落が発生することが考えられる。

このため、町は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時へ

リポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進（農林建設課・町民生活課）

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

(2) 積雪期における避難場所・避難路の確保

町及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難場所・避難路の確保に努める。

(3) 雪崩危険箇所の対策

町は、県の協力・指導を得て、雪崩による危険の著しい箇所について、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。

4 寒冷対策の推進（町民生活課）

(1) 避難所対策

避難所における暖房等の需要増大が予想されるため、町は、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく必要がある。

5 スキー客等に対する対策（交流推進課）

スキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多くのスキー客が被災することも想定される。

このため、町及びスキー場管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、さらにはスキー場周辺の宿泊能力等の調査に基づくスキー客の受入体制などのスキー客等への対策についてあらかじめ計画しておくものとする。

第 9 節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な救援物資、資機材、要員等の円滑かつ広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、その整備を実施する。

緊急輸送計画については第 2 編第 2 章第 8 節「緊急輸送路等の指定」に準ずる。

第 10 節 避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

避難計画及び指定避難所の指定については、第 2 編第 2 章第 9 節「避難対策」に準ずる。

第 11 節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療救護計画及び地震災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するための防疫活動体制の確保については、第 2 編第 2 章第 10 節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」に準ずる。

第 12 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材の整備を図る。

また、住民は、最低 3 日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

地震発生時の住民生活を支えるための食料・生活必需品・飲料水等の確保については、第 2 編第 2 章第 12 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に準ずる。

第 13 節 防災教育

町及び関係機関は、各所属職員及び住民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

又、家族との連絡方法及び正確な防災情報の受信方法とその情報に基づく行動等、町民一人一人が日ごろから心がけておく必要がある。

具体的な知識の普及、啓発活動については、第 2 編第 2 章第 12 節「防災教育」に準ずる。

ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第 14 節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

1 総合防災訓練（町民生活課・消防本部）

町は、大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

- (1) 大規模地震が発生した場合の職員の非常参集をはじめ、町長を本部長とする災害対策本部の設置訓練
- (2) 大規模地震発生に伴う被害状況調査及び収集、報告訓練
- (3) 実践的な訓練としては、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の自主防災組織の活動による初期消火訓練、避難誘導訓練、救出・救助訓練、炊き出し訓練等の実施

2 個別訓練（町民生活課）

町及び防災関係機関は、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常用電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

3 訓練実施と事後評価（町民生活課）

訓練実施後は、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫すべき点を次回以降の訓練の参考にするため、事後評価を行う。

4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練（町民生活課・中央公民館）

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策活動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

具体的な訓練計画及び訓練内容等については、第2編第2章第13節「防災訓練」に準ずる。

第 15 節 自主防災組織の整備

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第 2 編第 2 章第 14 節「自主防災組織の整備」に準ずる。

第 16 節 要配慮者対策

大規模地震発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる要配慮者が災害の発生時において犠牲になる場合が多い。こうした状況を踏まえ、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

要配慮者の実態把握や避難体制の確立等については、第 2 編第 2 章第 15 節「要配慮者対策」に準ずる。

第 17 節 ボランティアとの連携（保健福祉課・社会福祉協議会）

大規模地震発生時においては、個人のほか、ボランティアによる救援活動が発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティア活動に関する情報の共有、受入体制の整備に努める。

ボランティアの登録・育成及びその役割については、第 2 編第 2 章第 16 節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第 18 節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

1 自治体間の相互応援協力（総務企画課）

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定が未締結である市町村においては、協定締結を促進する。

(3) 福島県と県内市町村の相互応援協定

福島県を中心とした全市町村間の人的相互応援を図る協定を締結し運用を行う。

2 民間事業者・団体との災害時応援協定（交流推進課・総務企画課）

町は、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、民間事業者・団体と応援協定を締結する。

(1) 食料、生活必需品等の供給

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定の締結に努めるとともに、スーパーマーケット、ホームセンターなど、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を検討する。

災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進める。

(2) 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者には物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、運送事業者と災害時応援協定の締結を進める。

(3) 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、ガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、石油商業組合等の関係機関との災害時応援協定を締結し、災害発生時の燃料の確保、安定供給のための体制及び災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油の体制を整備する。

3 応援協定の公表（総務企画課）

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

4 連絡体制の整備（町民生活課）

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

災害時相互応援協定の締結の役割については、第2編第2章第17節「災害時相互応援協定の締結」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制（全班）

町域に大規模な地震災害が発生した場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害応急対策の時系列行動計画

(1) 時系列行動計画作成の意義

町は、時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、防災関係機関、並びに町民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各課・各班における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応する。

(2) 初動対応において重要な対策

町民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

ア 災害発生後1時間以内

- (ア) 住民への速やかな避難指示、誘導
- (イ) 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、町民に向けての町長メッセージ発出
- (ウ) 通信連絡網の確立
- (エ) 被害情報の収集・発信

イ 災害発生後3時間以内

- (ア) 自衛隊、消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による自治体、県知事等への応援要請
- (イ) 避難所の開設、応急給水開始
- (ウ) 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- (エ) 各種公共施設の安全対策

ウ 災害発生後6時間以内

- (ア) 広域援助体制による救助活動
- (イ) 応急復旧作業
- (ウ) 被害情報とともに安心情報の発信
- (エ) 広域避難の調整

2 町の活動体制（災害対策本部の設置）

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に依じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び只見町災害対策本部条例に基づき、只見町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	① 町内において震度5弱以上の地震が観測されたとき。【自動設置基準】 ② その他必要により本部長が指示したとき。
廃止基準	① 予想された災害の危険が解消したと認めたとき。 ② 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
庁 内	口頭、文書、庁内放送、庁内電話	町民生活課長
住 民	町防災行政無線、広報車	町民生活課長
県本部、地方本部	福島県総合防災情報システム	町民生活課長
防 災 関 係 機 関	有線電話、無線電話	町民生活課長
報 道 機 関	口頭、文書、有線電話	総務企画課長

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在時等で連絡がとれない場合の職務代理順位は、次のとおりとする。

職 務 権 限 順 位	1	副町長	2	教育長	3	町長の職務代理者の順序に関する規則に定める順
-------------	---	-----	---	-----	---	------------------------

(4) 本部の設置場所

本部は、町役場駅前庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、町役場町下庁舎を代替施設とする。

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（総務企画課長・町民生活課長・保健福祉課長・農林建設課長・交流推進課長・中央公民館長・診療所事務長・会計管理者・教育次長・議会事務局長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。（別紙1参照）

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、町の災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに変えることができる。

本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

職 名	事務分掌
本部長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 (第1順位に副町長、第2順位に教育長、第3順位に町長の職務代理者の順序に関する規則に定める順とする。)
本部員	本部長の命を受け本部の事務に従事する。 各班からの応急対策の調整事項を持ち寄り、本部会議において協議し、決定事項を各班に指示する。 必要に応じ現地におもむき各班の指揮を取る。

災害対策本部の事務分掌（協議事項）

- ① 本部会議の招集に関すること。
- ② 災害応急対策の総合的調整に関すること。
- ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ④ 避難指示に関すること。
- ⑤ 避難所の開設に関すること。
- ⑥ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑦ 県及び関係機関に対する応援の要請に関すること。
- ⑧ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
- ⑨ 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
- ⑩ 公用負担に関すること。
- ⑪ 災害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ⑫ 現地災害対策本部に関すること。
- ⑬ 本部の廃止に関すること。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害応急対策に関すること。

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別紙2に定めるところによる。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策本部の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は、前記(2)又は(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部長を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止を図る。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を遂次災害対策本部へ報告する。

4 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町域に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づくものとするが、原則として災害対策本部体制により実施するものとする。

別紙 1 只見町災害対策本部組織図

災害応急対策計画については、第2編第3章第1節「応急活動体制」に準ずる。

別表 2 本部各部・班の事務分掌

災害応急対策計画については、第2編第3章第1節「応急活動体制」に準ずる。

第2節 職員の動員配備（全班）

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

具体的な対策については、第2編第3章第2節「職員の動員配備」に準ずる。ただし、職員の動員配備基準法については、次のとおりである。

1 配備基準

地震発生時における職員の動員配備体制については、次のとおりである。

種 別		配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備		関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 町内において震度4の地震が観測されたとき。 2 県内において震度6強以上の地震が観測されたとき。 3 その他必要により町民生活課長が指示したとき。
災害対策本部の設置	第1次配備体制	関係各部の所要人員をもってあててるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま非常始動ができる体制とする。	1 町内において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 その他必要により本部長が指示したとき。
	第2次配備体制	町職員の全員をもってあててるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策の活動ができる体制とする。	1 町内において震度5強以上の地震が観測されたとき。 2 その他必要により本部長が指示したとき。

2 職員の配備体制

町内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、関係職員（震度5強以上の場合には全職員）は、動員配備指令を待たず、直ちに庁舎へ参集する。

第3節 被害情報等の収集伝達（全班）

町は、職員を動員するなどし、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達を行う。

1 地震情報等の受理伝達

気象庁・仙台管区気象台及び福島地方気象台が発表する地震に関する情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

(1) 地震情報の種類とその内容

- ア 地震情報（震源要素・地震の規模、地域震度、地震回数に関する情報）
- イ 震度速報（地域震度）
- ウ 各地の震度に関する情報（震源・観測点震度に関する情報）

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ウ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) 地震解説資料

福島県内で震度4以上の揺れを観測した場合、概要の解説資料として福島地方気象台が発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、別表の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。
- イ 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の必要な措置を行う。

(5) 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

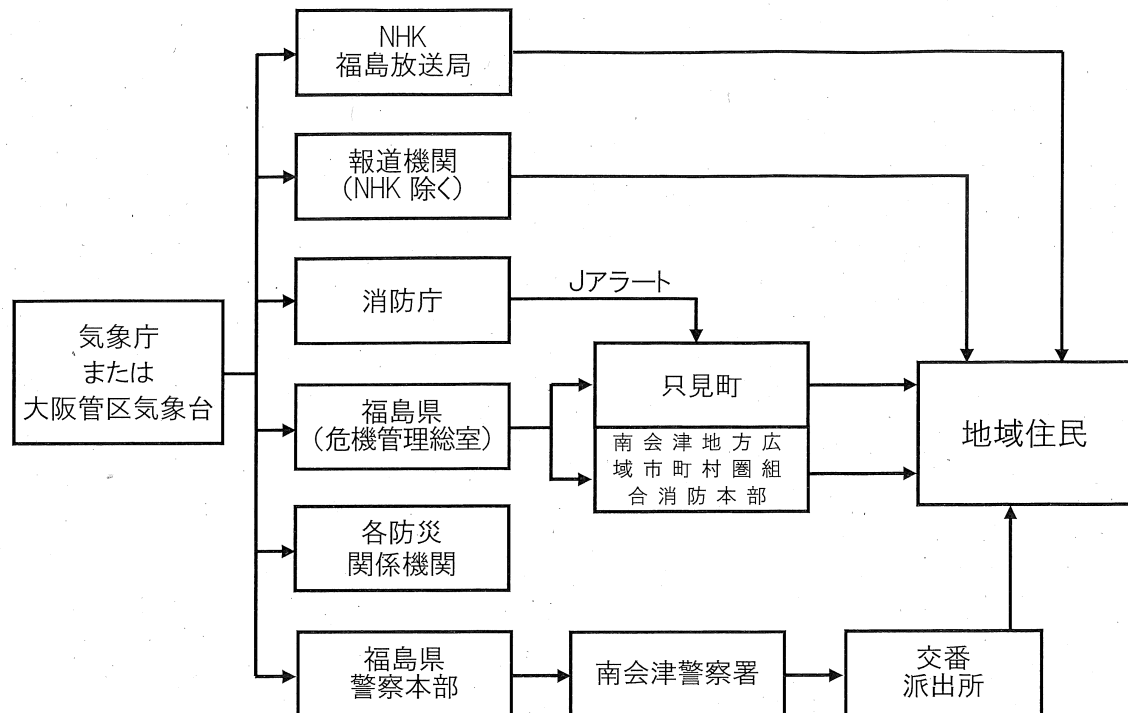
県内59の全市町村に設置（うち、7市町村は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係領域に送信される。

2 被害状況等の収集、報告

町は、火災・災害等即報要領に基づき、地震が発生し、町域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

その際、災害情報の収集、報告については、第2編第3章第3節「災害情報等の収集伝達」に準ずる。

地震情報等伝達系統図



第4節 通信の確保（本部班）

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

町は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、第2編第3章第4節「通信の確保」に準ずる。なお、通信設備については、地震により、通信設備が損傷し、通信機能が低下又は機能停止するおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るための応急復旧体制、維持管理業者、関係機関との連絡方法等を定めておく。

第5節 相互応援協力（調整班）

大規模地震により激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、町及び関係機関は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

県及び近隣市町村等への応援要請については、第2編第3章第5節「相互応援協力」に準ずる。

第6節 災害広報（総務広報班）

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動については、第2編第3章第6節「災害広報」に準ずる。

第 7 節 消火活動

地震によってもたらされる二次災害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

1 消防本部による消防活動（消防本部）

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

(2) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(7) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道

路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防団による活動（消防団）

消防本部と連携をとりながら、次の活動を行う。

(1) 情報収集活動

町内の災害情報の収集を積極的に行う。

(2) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

(3) 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

(4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援（消防本部）

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

4 他都道府県への応援要請（調整班）

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

ア 火災の状況及び応援要請の理由

イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員数

エ 町への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防援助隊の受入体制

他都道府県緊急消防援助隊の円滑な受け入れを図るため、町及び消防本部は、担当者を明確にし、連絡体制を整えておく。

ア 緊急消防援助隊の誘導方法

- イ 緊急消防援助隊の人員数、機材数、指導者等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

5 住民、自主防災組織及び事業所等の活動（住民・自主防災組織・事業所）

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

第 8 節 救助・救急（本部班・調整班・自主防災組織）

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが予想される。町は、関係機関及び住民・自主防災組織等との連携を密にし、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

地震発生時における救助・救急活動については、第 2 編第 3 章第 9 節「救助・救急」に準ずる。

第 9 節 自衛隊災害派遣要請（調整班）

大規模地震が発生したとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

大規模地震による自衛隊の派遣要請については、第 2 編第 3 章第 10 節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第 10 節 避難（本部班・総務企画班・福祉班・調整班・消防団・自主防災組織）

大規模地震発生時には、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体、安全の確保を図る。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあることから、屋内での退避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する必要がある。

避難活動に関する対応については、第 2 編第 3 章第 11 節「避難」に準ずる。

第 11 節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉施設、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第 2 編第 3 章第 12 節「避難所の設置・運営」に準ずる。

1 避難所の設置（避難所班）

(1) 実施機関

第 2 編第 3 章第 12 節「避難所の設置・運営」に準ずる。

大規模災害などにより、町で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

(2) 町長の措置

町長は、町地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、町は、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

第 2 編第 3 章第 12 節「避難所の設置・運営」に準ずる。

(3) 県の措置

県（生活環境部）は、町長から避難状況、収容を要する人員及び収容状況の報告を受けたときは、その状況を把握するとともに、その指導及び実施状況を確認する。

また、野外収容施設の設置を要する場合において、町長から要請があった場合は、仮設又は技術指導を提供するものとする。

第 2 編第 3 章第 12 節「避難所の設置・運営」に準ずる。

2 避難所の運営（避難所班・福祉班・保健班）

(1) 避難所運営の主体

第 2 編第 3 章第 12 節「避難所の設置・運営」に準ずる。

(2) 住民の避難先の情報把握

第 2 編第 3 章第 12 節「避難所の設置・運営」に準ずる。

(3) 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

第2編第3章第12節「避難所の設置・運営」に準ずる。

(4) 環境の整備

第2編第3章第12節「避難所の設置・運営」に準ずる。

(5) 要配慮者対策

第2編第3章第12節「避難所の設置・運営」に準ずる。

(6) 指定避難所以外の被災者への支援

第2編第3章第12節「避難所の設置・運営」に準ずる。

第12節 医療（助産）救護（医療班）

地震発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における医療体制を確立し、医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を実施する必要がある。

地震発生時における救護・救急医療については、第2編第3章第13節「医療（助産）救護」に準ずる。

第13節 道路の確保

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救護活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

1 優先開通道路の選定（建設班）

第2編第2章第8節「緊急輸送路等の指定」で指定された緊急輸送路を優先開通道路とし、緊急性の高い順から選定する。

2 資機材の確保（建設班）

町は、町保有資機材のほか、町建設業協会等の協力を得て、資機材の確保に努める。町のみでは不足する場合は、県に対し、調達、あっせんを要請する。

3 道路開通作業の実施（建設班）

- (1) 町は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い道路から開通作業を実施する。
- (2) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察署、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

第 14 節 緊急輸送対策（総務広報班）

町は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、第 2 編第 3 章第 14 節「緊急輸送対策」に準ずる。

第 15 節 防疫及び保健衛生（本部班・保健班）

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

具体的な計画については、第 2 編第 3 章第 15 節「防疫及び保健衛生」に準ずる。

第 16 節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

具体的な計画については、第 2 編第 3 章第 16 節「廃棄物処理対策」に準ずるが、がれき処理については、次のとおりである。

1 がれき発生量の推定（本部班）

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、県の地震被害想定調査結果等を基に、事前にながれき発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。その上で、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、ながれき量の推定には、木造 1 m²当たり 0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

2 処理体制の確保（本部班）

ながれきの処理については、原則として町又はながれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるが、ながれきが一時的かつ大量に発生することになるため、県、近隣市町村及び関係者と連携・協力して、ながれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策（本部班）

(1) 仮置場に確保

大量にながれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

主要な仮置場として只見地区：町下野球場脇、只見川公園脇、朝日地区：朝日公民館前、明和地区：旧明和小学校跡地とし、被害の度合いと被災家屋等の数により各集落内に必要箇所を確保する。

(2) 分別収集体制の確保

発生したながれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要となるため、その対策について検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するながれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、町は、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保等について検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のながれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県及び他の市町村等の協力を得て、広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止対策

ながれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがある。

町は、県の指導を得て、その実態を把握するとともに、公害防止対策を実施する。

第 17 節 救援対策（本部班・農林班・商工班・出納班）

地震災害により生活に必要な物資が被害を受け、また流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 17 節「救援対策」に準ずる。

第 18 節 被災地の応急対策（建設班）

被災地内の住民生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。

また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 18 節「被災地の応急対策」に準ずる。

第 19 節 応急仮設住宅の供与（建設班）

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 19 節「応急仮設住宅の供与」に準ずる。

第 20 節 行方不明者の搜索、遺体の処理等（本部班・消防団）

震災時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、それらの搜索、收容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理・埋葬等を適切に行う。

具体的な計画については、第 2 編第 3 章第 20 節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」に準ずる。

第 21 節 生活関連施設の応急対策（事業者・建設班・本部班）

ライフラインの復旧は、復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町及び各ライフライン事業者等は、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、緊密な連絡のもとに機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 21 節「生活関連施設の応急対策」に準ずる。

第 22 節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

災害時には、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、迅速な対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

1 道路の応急対策（建設班）

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、県及び警察署と連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 町域内の道路の被害について、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県に被害状況を報告する。

2 河川管理施設等の応急対策（建設班・農林班・消防団・調整班・本部班）

(1) 河川管理施設応急対策

ア 基本方針

地震による被害を軽減するため、町は県と連携し、次の活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

(ア) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

(イ) 水門、桶門等の円滑な操作

(ウ) 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(エ) 相互協力及び応援体制

イ 応急対策

水防活動が十分に行えるよう関係機関と情報の連絡、交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備に当たる。あわせて河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 復旧計画

(ア) 地震による被害箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

(イ) 被災した箇所を把握し、被害状況を関係機関に報告する。また、災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

(2) ダム施設応急対策

ア 基本方針

ダムの管理者は、あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

イ 応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。

この場合、町は、ダムの管理者と十分に連絡調整を行い、河川流域の住民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて避難勧告・指示等の措置をとる。

(3) 砂防施設等応急対策

ア 基本方針

地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、地震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、関係機関等と協力し土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の点検も実施する。

イ 応急対策

点検により被害状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等によ

り二次災害発生のおそれがある場合には、速やかに応急対策に努めるとともに、関係住民に対し、避難勧告・指示等の措置をとる。

(4) ため池施設応急対策

ア ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

イ ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

3 公共建築物等の応急対策（建設班）

(1) 基本方針

町は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、災害対策活動を行い、被害の軽減を図る。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

(2) 応急対策

町は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、応急対策を行い、被害の軽減を図る。その際、地震時の出火及びパニック防止を重点におき、町が所管する各施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。

イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。

ウ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。

エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第 23 節 文教対策（こども未来班・文化スポーツ班）

町は、地震災害時において、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急教育活動を実施する。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 22 節「文教対策」に準ずる。

第 24 節 要配慮者対策（福祉班・総務広報班）

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の支援活動を行う。

要配慮者に対する具体的な支援対策については、第 2 編第 3 章第 23 節「要配慮者対策」に準ずる。

第 25 節 ボランティアとの連携（福祉班・社会福祉協議会）

大規模地震発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 24 節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第 26 節 災害救助法の適用等（本部班）

町は、災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続を行う。

具体的な対策については、第 2 編第 3 章第 25 節「災害救助法の適用等」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策（全班）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、第2編第4章第1節「施設の復旧対策」に準ずる。

第2節 被災地の生活安定（出納班・建設班・商工班・農林班・福祉班・税務班・消防本部）

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災者の生活確保対策等については、第2編第4章第2節「被災地の生活安定」に準ずる。